



# 山形県公報

令和3年11月19日(金)  
第257号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……1123
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 道路の位置の指定の変更……………(村山総合支庁建築課) ……1124
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……1125
- 同……………(同) ……1126
- 同……………(同) ……1127
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……1129
- 一般競争入札の公告……………(こころの医療センター) ……1134

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第869号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類 | 廃止年月日        |
|------------------------|--------------------------------------|---------|--------------|
| 社会福祉法人思恩会              | 湯野浜思恩園ホームヘルパーセンター<br>鶴岡市湯野浜一丁目17番34号 | 訪 問 介 護 | 令和 3. 10. 31 |

#### 山形県告示第870号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                                       |                              |             |            |
|---------------------------------------|------------------------------|-------------|------------|
| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日      |
| 特定非営利活動法人わいわい・かんとりー<br>飽海郡遊佐町吉出字石動6番地 | わいわい・かんとりー<br>飽海郡遊佐町吉出字石動6番地 | 自立訓練（生活訓練）  | 令和 3.12.28 |

山形県告示第871号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和3年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有第1673号
- 2 変更の内容

| 変更事項  | 変 更 前                        | 変 更 後                                 |
|-------|------------------------------|---------------------------------------|
| 道路の現況 | 幅員 4.00メートル<br>延長 145.50メートル | 幅員 4.00メートル～6.00メートル<br>延長 225.07メートル |

- 3 変更年月日 令和3年11月10日

山形県告示第872号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

|          |   |          |    |
|----------|---|----------|----|
| 〃 南四番町支店 | を | 〃 山形南営業部 | に、 |
|----------|---|----------|----|

  

〔

|         |            |     |   |
|---------|------------|-----|---|
| 〃 東青田支店 | 〃 寿町14番12号 | 〃 〃 | を |
|---------|------------|-----|---|

〕

  

〔

|          |            |     |       |
|----------|------------|-----|-------|
| 〃 南四番町支店 | 〃 南四番町2番2号 | 〃 〃 | に改める。 |
| 〃 東青田支店  | 〃 寿町14番12号 | 〃 〃 |       |

〕

  

別表第5中

|         |            |     |   |
|---------|------------|-----|---|
| 〃 赤湯支店  | 〃 赤湯782番地  | 〃 〃 | を |
| 〃 赤湯西支店 | 〃 郡山955番地3 | 〃 〃 |   |

〕

|   |   |          |        |                |   |      |   |       |
|---|---|----------|--------|----------------|---|------|---|-------|
| 「 | 「 | 赤湯支店     | 「      | 赤湯782番地        | 「 | 「    | 」 | に、    |
| 」 | 「 | 北郡信用組合   | 東根温泉支店 | 東根市四ツ家一丁目8番20号 | 「 | 東根支店 | 」 | を     |
| 」 | 「 | 北郡信用組合   | 東根温泉支店 | 東根市四ツ家一丁目8番20号 | 「 | 東根支店 | 」 | に改める。 |
| 」 | 「 | 山形第一信用組合 | 赤湯西支店  | 南陽市赤湯782番地     | 「 | 南陽支店 | 」 |       |

附 則

この規程は、令和3年11月22日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同月29日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において令和4年3月22日まで縦覧に供する。

令和3年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品鶴岡インター店  
鶴岡市美咲町34番地6外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 新日本通商株式会社 | 東京都中央区二丁目7番1号 | 島 上 正 人 |
| 東銀リース株式会社 | 東京都中央区二丁目7番1号 | 佐 藤 潤   |

(変更後)

| 名 称       | 住 所           | 代表者の氏名  |
|-----------|---------------|---------|
| 新日本通商株式会社 | 東京都中央区二丁目7番1号 | 林 哲 久   |
| 東銀リース株式会社 | 東京都中央区二丁目7番1号 | 中 野 昌 治 |

3 変更年月日

- (1) 新日本通商株式会社に係るもの 令和2年11月26日
- (2) 東銀リース株式会社に係るもの 平成29年6月28日

4 届出年月日

令和3年11月1日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年3月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和4年3月22日まで縦覧に供する。

令和3年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

徳町ショッピングセンター  
米沢市徳町440番1外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所                | 代表者の氏名  |
|--------------|--------------------|---------|
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 | 藤 田 勝 幸 |

(変更後)

| 名 称                  | 住 所                | 代表者の氏名  |
|----------------------|--------------------|---------|
| 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 | 伊 藤 光 博 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称       | 住 所                   | 代表者の氏名 |
|-----------|-----------------------|--------|
| 株式会社ヤマダ電機 | 群馬県高崎市栄町1番1号          | 山 田 昇  |
| 株式会社しまむら  | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 鈴 木 誠  |

(変更後)

| 名 称             | 住 所                     | 代表者の氏名 |
|-----------------|-------------------------|--------|
| 株式会社ヤマダホールディングス | 群馬県高崎市栄町1番1号            | 山 田 昇  |
| 株式会社しまむら        | 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号 | 鈴 木 誠  |

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 名称に係るもの 令和3年10月1日
- ロ 代表者の氏名に係るもの 令和3年4月1日

(2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 株式会社ヤマダホールディングスに係るもの 令和2年10月1日
- ロ 株式会社しまむらに係るもの 令和3年1月24日

4 届出年月日

令和3年11月1日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年3月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに三川町役場において令和4年3月22日まで縦覧に供する。

令和3年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川  
三川町大字猪子字大堰端345外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号  
代表取締役 橘 正喜

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称        | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|------------|----------------------|---------|
| 株式会社大創産業   | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 | 矢 野 靖 二 |
| 本間物産株式会社   | 飽海郡遊佐町比子字白木23番362    | 東海林 誠   |
| 株式会社デンコードー | 宮城県名取市上余田字千刈田308番地   | 岡 田 義 則 |

|                |                         |         |
|----------------|-------------------------|---------|
| 青山商事株式会社       | 広島県福山市王子町一丁目3番5号        | 青 山 理   |
| 株式会社チヨダ        | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号       | 杉 山 忠 雄 |
| 株式会社西松屋チェーン    | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1       | 大 村 禎 史 |
| 株式会社ツルハ        | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 鶴 羽 順   |
| 株式会社ザ・フォウルビ    | 栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号       | 田 中 聡   |
| 株式会社ライトオン      | 茨城県つくば市小野崎260-1         | 藤 原 祐 介 |
| 株式会社ニューライフ・サンワ | 山形市鉄砲町二丁目21番44号         | 早 坂 智 昭 |
| 大和情報サービス株式会社   | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号      | 藤 田 勝 幸 |
| 株式会社天治堂        | 秋田県湯沢市川連町字掬下151番地       | 高 橋 秀 雄 |
| その他は未定         |                         |         |

(変更後)

| 名 称            | 住 所                     | 代表者の氏名  |
|----------------|-------------------------|---------|
| 株式会社大創産業       | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号    | 矢 野 靖 二 |
| 本間物産株式会社       | 飽海郡遊佐町比子字白木23番362       | 東 海 林 誠 |
| 株式会社デンコードー     | 宮城県名取市上余田字千刈田308番地      | 遠 藤 義 行 |
| 青山商事株式会社       | 広島県福山市王子町一丁目3番5号        | 青 山 理   |
| 株式会社チヨダ        | 東京都杉並区荻窪四丁目30番16号       | 町 野 雅 俊 |
| 株式会社西松屋チェーン    | 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1       | 大 村 浩 一 |
| 株式会社ツルハ        | 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号 | 八 幡 政 浩 |
| 株式会社ザ・フォウルビ    | 東京都千代田区二番町1番地2          | 田 中 聡   |
| 株式会社ライトオン      | 茨城県つくば市小野崎260-1         | 藤 原 祐 介 |
| 株式会社ニューライフ・サンワ | 山形市鉄砲町二丁目21番44号         | 早 坂 智 昭 |
| 大和情報サービス株式会社   | 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号      | 伊 藤 光 博 |
| 株式会社天治堂        | 秋田県湯沢市川連町字掬下151番地       | 高 橋 秀 雄 |

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| そ の 他 は 未 定 |  |  |
|-------------|--|--|

4 変更年月日

- (1) 株式会社デンコードーに係るもの 令和3年2月1日
- (2) 株式会社チヨダに係るもの 令和2年5月20日
- (3) 株式会社西松屋チェーンに係るもの 令和2年8月21日
- (4) 株式会社ツルハに係るもの 令和2年8月11日
- (5) 株式会社ザ・フォウルビに係るもの 令和2年11月15日
- (6) 大和情報サービス株式会社に係るもの 令和3年4月1日

5 届出年月日

令和3年11月1日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年3月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年11月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                | 規格  | 公募戸数 | 区分  | 家賃                  |                                    |                                    |                                    | 金敷     | 摘要     |                                    |                                    |
|------------------|--------------------|---|------|-----|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                    |   |      |     | 収入が104,000円以下<br>の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営五十鈴アパ<br>ート1号  | 山形市大野目二<br>丁目2-52  | 住宅形式<br>3K<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>51.2<br>平方メートル | 4    | 一般用 | 14,400              | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600 | 25,500 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 单身可                                |
| 同                | 同                  | 同   | 1    | 同   | 14,400              | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600 | 25,500 |                                    |                                    |
| 同 2号             | 同 2-50             | 同   | 1    | 同   | 14,400              | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600 | 25,500 |                                    |                                    |
| 同                | 同                  | 同   | 1    | 同   | 14,400              | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600 | 25,500 |                                    |                                    |
| 同 馬見ヶ崎ア<br>パート1号 | 同 円応寺町<br>21-27    | 3DK   | 1    | 同   | 17,600              | 20,300                             | 23,200                             | 26,200                             | 30,000 | 34,600 |                                    | 单身可                                |
| 同 2号             | 同 21-26            | 同   | 1    | 同   | 17,600              | 20,300                             | 23,200                             | 26,200                             | 30,000 | 34,600 |                                    | 同                                  |
| 同                | 同                  | 同   | 1    | 同   | 17,600              | 20,300                             | 23,200                             | 26,200                             | 30,000 | 34,600 |                                    | 同                                  |
| 同 桧町アパー<br>ト1号   | 同 桧町四丁<br>目12-16   | 同   | 1    | 同   | 19,200              | 22,200                             | 25,400                             | 28,700                             | 32,700 | 37,800 |                                    | 单身可                                |
| 同                | 同                  | 同   | 1    | 同   | 19,200              | 22,200                             | 25,400                             | 28,700                             | 32,700 | 37,800 |                                    |                                    |
| 同 宮町アパー<br>ト2号   | 同 宮町二丁<br>目8-26    | 同   | 1    | 同   | 22,200              | 25,600                             | 29,300                             | 33,100                             | 37,800 | 43,600 |                                    |                                    |
| 同 きたまちア<br>パート1号 | 同 桧町三丁<br>目2-15    | 2LDK  | 1    | 同   | 25,300              | 29,200                             | 33,300                             | 37,600                             | 43,000 | 49,600 |                                    |                                    |
| 同 3号             | 同 2-9              | 3DK   | 1    | 同   | 25,300              | 29,200                             | 33,300                             | 37,600                             | 43,000 | 49,600 |                                    |                                    |
| 同 あたごアパ<br>ート    | 同 小白川町<br>五丁目27-15 | 3LDK  | 1    | 同   | 28,600              | 33,000                             | 37,800                             | 42,600                             | 48,700 | 56,200 |                                    |                                    |
| 同 十日町アパ<br>ート    | 同 十日町一<br>丁目7-13   | 3DK   | 1    | 同   | 28,400              | 32,800                             | 37,600                             | 42,400                             | 48,400 | 55,900 |                                    |                                    |



|                  |                    |      |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|--------------------|------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 土屋倉アパ<br>一ト2号  | 同 旭町二丁目<br>7-2     | 同    | 同 | 51.8 | 2 | 同 | 12,700 | 14,600 | 16,800 | 18,900 | 21,600 | 24,900 |     |
| 同 3号             | 同                  | 同    | 同 | 53.7 | 1 | 同 | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,700 |     |
| 同 鷹ヶ袋アパ<br>一ト2号  | 同 旭町二丁目<br>7-2     | 同    | 同 | 55.7 | 2 | 同 | 13,800 | 15,900 | 18,200 | 20,600 | 23,500 | 27,100 |     |
| 同 長岡アパ<br>一ト4号   | 同 天童市中里一丁目<br>2-4  | 同    | 同 | 70.6 | 1 | 同 | 25,300 | 29,200 | 33,400 | 37,700 | 43,100 | 49,700 |     |
| 同 天童駅西アパ<br>一ト2号 | 同 駅西二丁目<br>2-30    | 同    | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,000 | 22,000 | 25,100 | 28,300 | 32,400 | 37,400 |     |
| 同 3号             | 同 2-31             | 同    | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,800 | 32,900 | 37,900 |     |
| 同 天童駅南アパ<br>一ト1号 | 同 田鶴町四丁目<br>18-17  | 同    | 同 | 66.5 | 1 | 同 | 22,900 | 26,400 | 30,200 | 34,100 | 38,900 | 44,900 |     |
| 同 2号             | 同 18-22            | 同    | 同 | 66.5 | 1 | 同 | 22,900 | 26,400 | 30,200 | 34,100 | 38,900 | 44,900 |     |
| 同 天童南部アパ<br>一ト1号 | 同 南町三丁目<br>18-1    | 3LDK | 同 | 79.9 | 1 | 同 | 29,000 | 33,500 | 38,300 | 43,200 | 49,300 | 56,900 |     |
| 同 近江アパ<br>一ト1号   | 同 東村山郡山辺町<br>近江1-1 | 3DK  | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 | 单身可 |
| 同 3号             | 同                  | 同    | 同 | 64.6 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,800 | 32,900 | 38,000 | 同   |
| 同 中原アパ<br>一ト1号   | 同 中山町<br>大字長崎881-2 | 同    | 同 | 69.4 | 1 | 同 | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 33,900 | 38,800 | 44,800 | 同   |
| 同                | 同                  | 同    | 同 | 69.4 | 2 | 同 | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 33,900 | 38,800 | 44,800 |     |
| 同 2号             | 同                  | 2DK  | 同 | 53.4 | 1 | 同 | 17,600 | 20,300 | 23,300 | 26,300 | 30,000 | 34,600 | 单身可 |
| 同                | 同                  | 3DK  | 同 | 69.4 | 1 | 同 | 22,900 | 26,500 | 30,300 | 34,100 | 39,000 | 45,000 |     |
| 同                | 同                  | 同    | 同 | 69.4 | 2 | 同 | 22,900 | 26,500 | 30,300 | 34,100 | 39,000 | 45,000 | 单身可 |

|                   |                             |       |      |   |                     |        |        |        |        |        |        |     |
|-------------------|-----------------------------|-------|------|---|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 長崎アパー<br>ト      | 同 8035-<br>205              | 同     | 62.8 | 1 | 同                   | 16,900 | 19,600 | 22,400 | 25,200 | 28,800 | 33,300 |     |
| 同 南寒河江ア<br>パー ト1号 | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5    | 同     | 64.2 | 1 | 同                   | 17,300 | 19,900 | 22,800 | 25,700 | 29,400 | 33,900 |     |
| 同 2号              | 同                           | 同     | 62.6 | 1 | 同                   | 17,100 | 19,700 | 22,600 | 25,500 | 29,100 | 33,600 |     |
| 同                 | 同                           | 同     | 64.2 | 1 | 同                   | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 |     |
| 同 谷地アパー<br>ト1号    | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1  | 同     | 59.3 | 1 | 同                   | 14,500 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 |     |
| 同 左沢アパー<br>ト      | 同 大江町<br>大字藤田264-<br>3      | 同     | 59.3 | 1 | 同                   | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 | 单身可 |
| 同                 | 同                           | 同     | 59.3 | 5 | 同                   | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 |     |
| 同 楯岡アパー<br>ト      | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23          | 同     | 54.6 | 1 | 同                   | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 |     |
| 同                 | 同                           | 同     | 54.6 | 2 | 同                   | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 | 单身可 |
| 同 楯岡中町ア<br>パー ト   | 同 楯岡中町<br>5-1               | 同     | 63.7 | 1 | 特定目的用<br>(農, 林, 養殖) | 19,900 | 22,900 | 26,200 | 29,600 | 33,800 | 39,000 | 同   |
| 同 東根中央ア<br>パー ト2号 | 東根市中央四丁<br>目3-2             | 同     | 64.2 | 1 | 一般用                 | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,000 | 38,100 |     |
| 同 3号              | 同                           | 同     | 64.2 | 1 | 同                   | 19,700 | 22,700 | 26,000 | 29,300 | 33,500 | 38,600 |     |
| 同 あげぼのア<br>パー ト   | 北村山郡大石田<br>町大字大石田丁<br>277-4 | 2 LDK | 70.3 | 1 | 同                   | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,700 | 32,800 | 37,900 |     |
| 同 大石田アパ<br>ー ト    | 同 甲<br>623-157              | 3 DK  | 59.4 | 2 | 同                   | 14,200 | 16,400 | 18,800 | 21,200 | 24,200 | 28,000 | 单身可 |
| 同                 | 同                           | 同     | 59.4 | 2 | 同                   | 14,200 | 16,400 | 18,800 | 21,200 | 24,200 | 28,000 |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

#### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年12月1日から同月7日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、令和3年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

#### 5 入居の時期 令和4年2月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立こころの医療センターネットワークシステム更新整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年11月19日

山形県立こころの医療センター院長 神 田 秀 人

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 鶴岡市北茅原町13番1号 山形県立こころの医療センター 2階大会議室  
(2) 日時 令和4年1月6日（木） 午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立こころの医療センターネットワークシステム更新整備業務 一式  
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで  
(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。  
(2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
鶴岡市北茅原町13番1号 山形県立こころの医療センター 総務経営課 電話番号0235(64)8100

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立こころの医療センター総務経営課で交付するほか山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の役務の仕様書に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札仕様書」という。）を令和3年12月17日（金）午後5時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書及び応札仕様書を令和3年12月13日（月）午後5時までに山形県立こころの医療センター総務経営課に提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) (1)により提出された応札仕様書については、2の(1)の役務の仕様書に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め及び個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、山形県立こころの医療センターの都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Hospital network system update maintenance work of Yamagata Prefectural Mental Medical Center: 1 set

(2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. January 6, 2022

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Mental Medical Center, 13-1 Kitachiwaramachi, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0038 Japan TEL 0235 (64) 8100

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番号 | ページ | 行  | 誤   | 正   |
|-------------|-----------|-----|----|-----|-----|
| 令和 2. 3. 27 | 号外(5)     | 95  | 20 | 第1項 | 第2項 |

令和3年11月19日印刷  
令和3年11月19日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県